

専門家委員会のイメージ

専門家委員会は、内閣官房国家戦略室と連携しつつ、税制調査会における税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョンの策定等に関して助言を行う。

税制調査会



助言・報告

専門家委員会

本体会合

【活動範囲】

- 中長期的な税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョンの調査研究
- 各年度の税制改正に当たって必要な調査研究 等

【構成等】

- 委員 15 名以内から構成（委員長は税制調査会会長が指名）
- 財務副大臣・政務官、総務副大臣・政務官、国家戦略室長が参加可能

小委員会

【趣旨】

- 個別の検討課題についての論点整理を進めるために随時設置

【構成等】

- 次の者から構成
 - ・ 専門家委員会の委員（座長は、この中から専門家委員会委員長が指名）
 - ・ 新たに指名される特別委員
- 税制調査会委員のうち、税制調査会長の指名する委員が参加可能

小委員会

小委員会

（注）専門家委員会の庶務については、財務省主税局、総務省自治税務局及び内閣官房国家戦略室の協力を得て、内閣府において処理。